

### 請求の範囲

- [請求項1]        アクリル酸エステル単量体単位と、メタクリル酸エステル単量体単位と、架橋性単量体単位とを有するアクリルゴムであって、  
                  ガラス転移温度が $-20^{\circ}\text{C}$ 以下であり、  
                  前記アクリルゴムのゴム架橋物を $150 \pm 2^{\circ}\text{C}$ のIRM903油に72時間浸漬した後の体積変化率が $0 \sim 100\%$ であり、  
                  前記アクリルゴムのゴム架橋物を $150 \pm 2^{\circ}\text{C}$ の加熱水に96時間浸漬し、乾燥した後の重量変化率が $-5.0 \sim 0\%$ である、アクリルゴム。
- [請求項2]        前記アクリル酸エステル単量体単位を構成するアクリル酸エステルは、アクリル酸メチル、アクリル酸エチル、アクリル酸n-ブチル、アクリル酸2-エチルヘキシル、アクリル酸n-オクチル、アクリル酸2-メトキシエチルから選択される少なくとも1種である、請求項1に記載のアクリルゴム。
- [請求項3]        前記メタクリル酸エステル単量体単位を構成するメタクリル酸エステルは、メタクリル酸アルキルエステル、メタクリル酸アルコキシアルキルエステル、メタクリル酸ポリアルキレングリコールエステル、メタクリル酸アルコキシポリアルキレングリコールエステルから選択される少なくとも1種である、請求項1または2に記載のアクリルゴム。
- [請求項4]        前記メタクリル酸エステル単量体単位を構成するメタクリル酸エステルは、メタクリル酸メチル、メタクリル酸エチル、メタクリル酸n-プロピル、メタクリル酸n-ブチル、メタクリル酸2-メトキシエチル、メタクリル酸2-エトキシエチル、メタクリル酸1-メチル-2-メトキシエチル、メタクリル酸ジエチレングリコール、メタクリル酸エチレングリコール、メタクリル酸トリエチレングリコール、メタクリル酸メトキシジエチレングリコール、メタクリル酸メトキシトリエチレングリコールから選択される少なくとも1種である、請求項

1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載のアクリルゴム。

[請求項5] 前記架橋性単量体単位を構成する架橋性単量体が、カルボキシル基を有する単量体である、請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載のアクリルゴム。

[請求項6] 請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載のアクリルゴムを含有する、アクリルゴム組成物。

[請求項7] 請求項 6 に記載のアクリルゴム組成物が架橋されてなる、アクリルゴム架橋物。

[請求項8] 請求項 7 に記載のアクリルゴム架橋物を有する、シール材。

[請求項9] 請求項 7 に記載のアクリルゴム架橋物を有する、ホース材。